

『東扇島堀込部土地造成事業における護岸工事』（川崎港） についてのお知らせ **【一部変更】**



東扇島堀込部(川崎港)において、海面埋立による土地造成を行うために、護岸工事を行います。付近を航行する船舶は十分にご注意のうえ、ご協力をお願いします。

1. 工事期間

平成30年7月2日から当分の間

※全体工事期間:平成36年度まで(予定)

2. 工事区域 (右記)

①:平成30年9月 2日～平成31年4月22日

②:平成31年4月23日※～当分の間

※荒天の場合は順延 (調整状況により変動有り。)

3. 主な工事内容

- 護岸工事
- 井筒式鋼管矢板工
- 基礎工
- ケーソン据付工
- 裏込工
- 上部工ほか

※使用船舶
 スパッド台船、ガット船、起重機船、
 潜水士船、揚錨船ほか

4. 工事区域の警戒船

(1)配備期間
 24時間、1隻、配備します。(当分の間)

(2)その他
 ・警戒船は、「警戒船」表示と吹流しを掲げます。(図-2)
 ・警戒船は、航行安全についての注意喚起を行うことがありますので、ご協力ください。

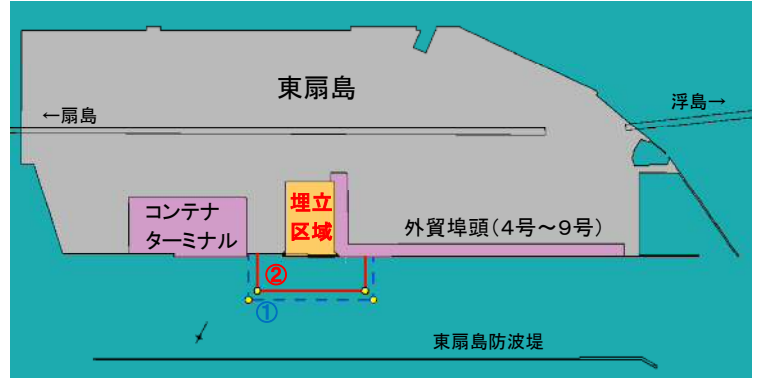
5. その他

(1)工事安全管理について
 当事業については、東扇島堀込部工事安全管理委託(東扇島堀込部工事安全管理事務所)にて一元管理を行います。

(2)東扇島堀込部工事安全管理事務所の業務体制
 24時間体制で工事用船舶の運航調整・情報管理・警戒管理(警戒船)などを行います。

(3)工事用船舶は「図-3」の旗を掲げます。

(図-1)全体平面図、詳細平面図



(詳細平面図)

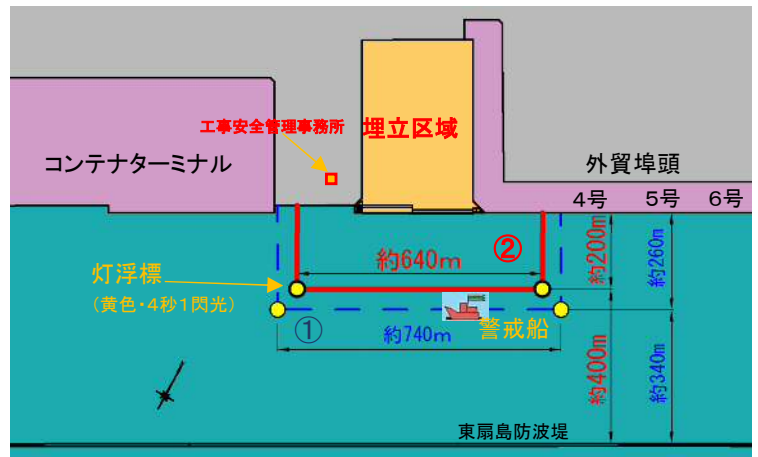


図-2 警戒船の標識

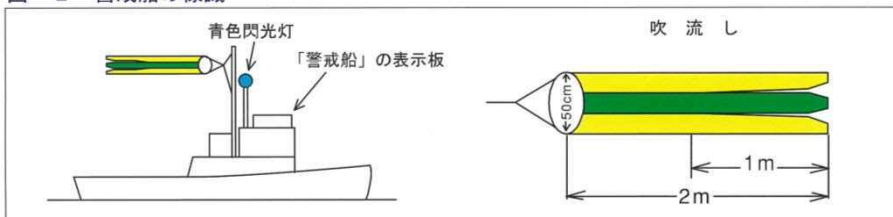


図-3 標識旗



<問い合わせ先>

東扇島堀込部工事安全管理事務所

044-276-8531

(川崎市港湾局川崎港管理センター整備課

044-288-3132)